

# 市川市立博物館運営基本方針及び事業計画の基本方針



いつも新しい流れがある 市川

市川市教育委員会 生涯学習部 考古博物館

## 目 次

第1章 方針の策定にあたって	1
第2章 市川市立博物館運営基本方針	4
第3章 市川市立博物館運営基本方針の体系	8
第4章 実施計画	10
第5章 第四次市川市生涯学習推進計画	11

付

市川市立博物館の設置及び管理に関する条例

市川市立博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

博物館法

博物館法施行規則

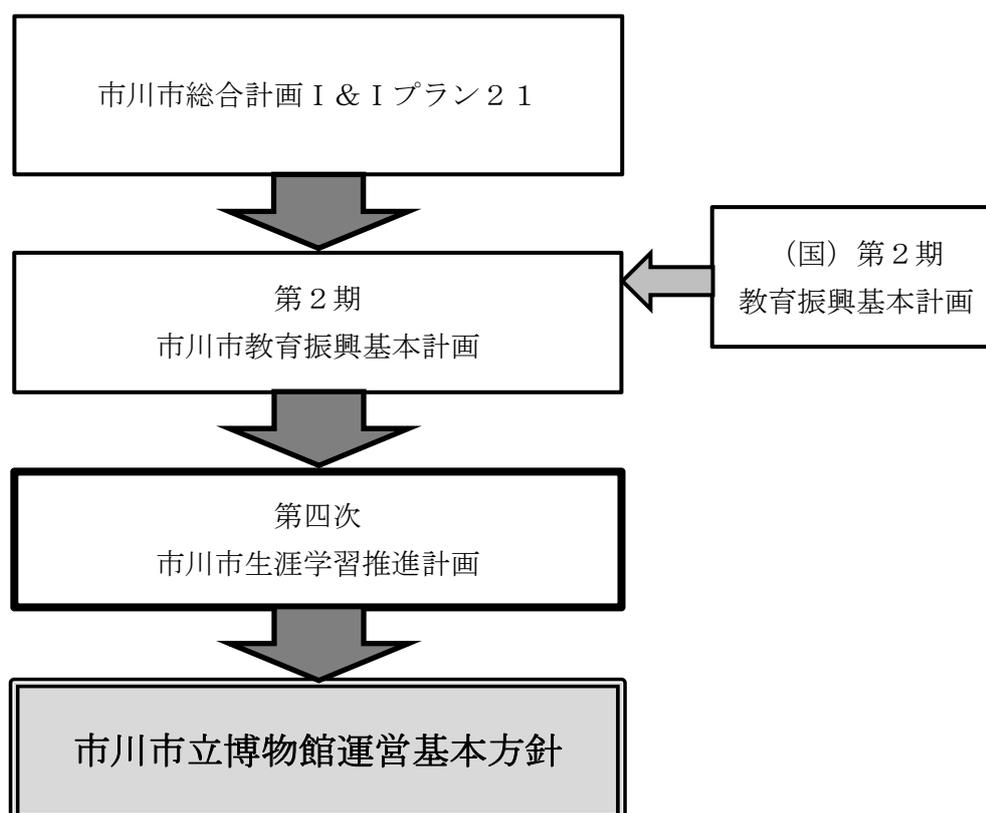
博物館の設置及び運営上の望ましい基準

# 第1章 方針の策定にあたって

## 1. 方針の位置づけ

市川市教育振興基本計画（平成26年度から第2期）は、市政運営の根幹である「市川市総合計画I & Iプラン」における第二次基本計画（平成23年4月）の教育分野に関する基本計画として、国の第2期教育振興基本計画（平成25年度）に照らし合わせて策定されました。

本方針は、この市川市教育振興基本計画の部門別計画である、市川市生涯学習推進計画（平成27年度から第四次）を受けて策定するものです。



## 2. 方針策定の経緯

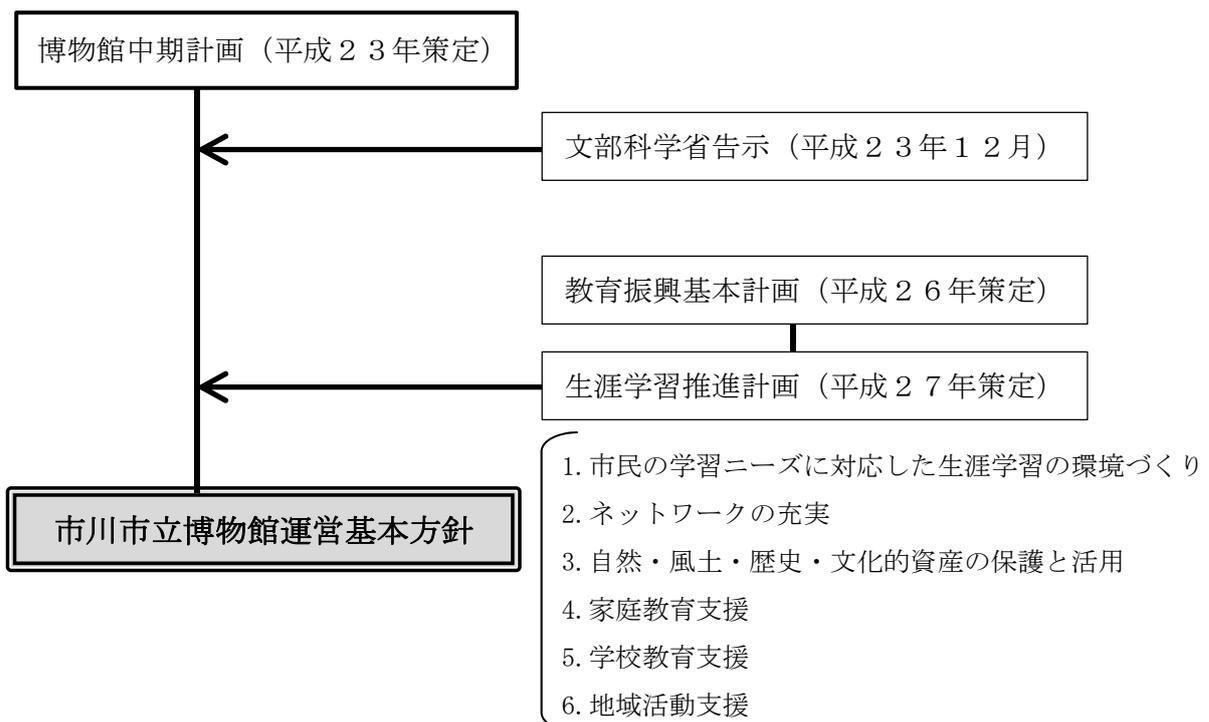
本市では、市立博物館の運営について「市立博物館中期計画」（平成23年度～平成25年度。以下「中期計画」という。）に基づいて事業を実施してきました。その成果について、平成26年7月30日に開催した平成26年度第1回市川市博物館協議会（以下「協議会」という。）において評価を行い、引き続き新たな期間の計画を策定することとされていました。

中期計画の策定後、平成23年12月に博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成23年12月20日文科科学省告示第165号。以下「望ましい基準」という。）が告示され、第3条において、基本的運営方針を策定し、公表するよう努めるものとされました。また、同条第2項においては、この基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度ごとの事業計画を策定し、公表するよう努めるものとされています。

さらに、本市では平成26（2014）年から第2期市川市教育振興基本計画が実施され、これを受けて平成27（2015）年に生涯学習部門の個別計画である第四次市川市生涯学習推進計画が策定されました。

こうした経緯から、本市では従来の中期計画を発展的に見直し、社会状況の変化や各種基本計画の内容を反映して、新たに博物館の基本的運営方針として「市川市立博物館運営基本方針」及び「事業計画の基本方針」を策定することとしました。

なお、事業年度ごとの事業計画（単年度事業計画）については、従来どおり協議会による審議を経て策定し公表するとともに、事業実施後には成果についても協議会による評価を受けて、次年度の事業計画に反映してまいります。



### 3. 計画期間

「第四次生涯学習推進計画」の計画期間が平成31年度までとされていることから、「博物館運営基本方針」及び「事業計画の基本方針」もこれに準じて平成31年度末までを適用期間とし、期間末に見直しを含めた検討をするものとしします。

なお、単年度の事業計画については、従来どおり協議会による審議を経て策定し、実施していきます。

28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生涯学習推進計画				
博物館運営基本方針				
事業計画の基本方針				
単年度 事業計画	単年度 事業計画	単年度 事業計画	単年度 事業計画	

### 4. 博物館活動の現状

考古博物館及び歴史博物館は、市の北西部、北国分・堀之内地区の国指定史跡堀之内貝塚公園に隣接する、歴史と文化と緑が織りなす、魅力にあふれた立地条件の下にあります。

考古博物館は、原始から奈良・平安時代までの「考古資料」を、歴史博物館は、鎌倉時代以降近・現代までの古文書や民具等の「歴史・民俗資料」を基に、両館により市川の歴史的、地域的特色を通史的に明らかにし、歴史・民俗等、文化情報の集積・発信基地である地域に根ざした歴史系博物館としての役割を担っています。

自然博物館は、近年各地で起こっている谷津・里山の保全の見本とされる市北東部の大町・大野町地区の長田谷津と隣接して立地しており、「身近な自然の再発見」をテーマに、自然観察・自然体験のためのフィールドを持った博物館として、市の自然環境や動植物の情報を集積し発信する自然科学系博物館としての役割を担っているものです。

3館ともに、担当する各分野の資料を博物館資料として収集し、整理保管・調査研究を通じその成果を活用して、常設展示や企画展示とその展示解説を行うほか、学芸員による講演会や公民館における講座、学校への出張授業及び各種行事での体験指導などを実施しており、特に学校の教育課程と連携し、体験学習プログラムの充実に努めています。各館それぞれに取り扱う分野に応じて工夫を加え、利用者のニーズや社会の要請に応える博物館活動を行っているところです。

## 第2章 市川市立博物館運営基本方針

### 1. 目的

本方針は、法に基づいて博物館が行うこととされている、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等を実施するにあたり、望ましい基準の規定に基づいて定める博物館の基本的な運営の方針であり、博物館の水準の維持及び向上を図ることにより、市民の教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献することを目的とする。

### 2. 博物館に求められる使命

博物館の基本的機能は、法第3条において、資料の収集・保管・展示、調査研究及び教育普及活動等と規定されている。このことから、考古博物館及び歴史博物館においては、市内に残された考古・歴史・民俗等の資料について収集・保管・展示をするとともに調査研究を進め、後世に伝えること、また、自然博物館においては、市川の自然をテーマとして、市内の自然のありさまを記録・収集・保管・展示するとともに調査研究して後世に伝えることが個々の博物館の基本的な機能として求められている。

これらのことを踏まえると、3つの市立博物館に対しては、収集した資料や調査研究の成果を活用することにより、市民とともに、市川の自然・考古・歴史・民俗・文化に関する学びの場を作り上げ、発展させていくことが使命として課せられていると考えられる。

また、社会の変化にともなう利用者ニーズの多様化・高度化に応えつつ、生涯学習の拠点として、老・壮・青・少・幼の各年代に合わせた活動を展開するとともに、市内の地域それぞれの活性化に繋がる活動が求められている。

さらに今日的課題として、必ずしも博物館が主体となるばかりでなく、市民との協働による活動を展開していくことも望まれるようになってきているところでもある。

このような社会的及び時代的な要求に応えていくために、本方針では、博物館に求められるものとして、大きく「3つの使命」を定め、その下に6つの「施策の方向」を置くこととした。

### 3. 「3つの使命」及び6つの「施策の方向」

#### (1) 生涯学習拠点として市民の学びと体験を支える博物館

- ① 地域の自然・考古・歴史・民俗・文化的資産の保護と活用
- ② 博物館資料と博物館機能を活用した生涯学習機会の提供
- ③ 関連機関とのネットワークの充実と強化

#### (2) 子どもの成長や学びを支援する博物館

- ④ 学校等の支援と連携の強化
- ⑤ 家族で学び、体験する場の提供

#### (3) 地域の文化やコミュニティをサポートする博物館

- ⑥ 博物館活動を通じた地域コミュニティの活性化

### 4. 「3つの使命」及び6つの「施策の方向」により目指すもの

これらの「3つの使命」及びその下の6つの「施策の方向」を定め、今後の博物館活動を展開する上での指針とし、市民の期待に応えられるよう運営していきます。

#### (1) 生涯学習拠点として市民の学びと体験を支える博物館

- ① 地域の自然・考古・歴史・民俗・文化的資産の保護と活用

博物館が収集し、整理保管している様々な博物館資料は、市川の自然環境、考古、歴史、民俗及び文化についての貴重な資産であり、地域への愛着を深めるとともに、地域の魅力を高めるための資源でもあります。このことを踏まえ、博物館の基本的機能である資料の収集及び調査研究活動を充実させ、成果を上げることにより、それらの資産をより豊かなものとすることに努めます。

また、その他の活動もより一層向上させ、魅力ある博物館であり続けるよう進めます。

さらに、情報化社会となった今日では、博物館の基本的機能に加えて、体験の機会を提供することが、これまで以上に求められてきています。特にICTにより、バーチャルな体験や多様な情報に、手軽に、居ながらにして触れることができる一方で、実物を実際に見たり、実際に体験したりすることがおろそかにされがちです。実物を見て、触れて、体験する機会を提供することのできる博物館は重要な役割を担うものであり、このような要求に積極的に応えていきます。

## ② 博物館資料と博物館機能を活用した生涯学習機会の提供

生涯学習社会とは、「いつでもどこでも誰でもが自らの自由意志で学ぶことができ、その成果が正しく評価される社会」（平成22年度文部科学省生涯学習政策局「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」報告書）とされている。

博物館については、市民に学習や体験の場を提供するにとどまらず、博物館において獲得した成果を活用し、博物館活動の支援や、地域又は団体活動の支援へと繋げていくことができる人材を育成すること、またそうした人材が活躍できる場を提供することも求められている。

価値観の多様化する現代社会において、広い意味での生涯学習のニーズに応えるとともに、そこで得られた知識や成果をさらに活用していくことについても、広く門戸を開いた博物館活動を展開します。

## ③ 関連機関とのネットワークの充実と強化

博物館が、学ぶことの喜びを共有する場となるよう、市民や関連機関とともに博物館活動を目指します。

そのためには、地域の教育機関やNPO、ボランティア団体、民間企業、近隣の博物館などとの連携や情報発信、情報共有がさらに重要です。

関連機関との連携をより密にし、博物館の魅力をさらに高めます。

### **（2）子どもの成長や学びを支援する博物館**

## ④ 学校等の支援と連携の強化

地域の自然環境、考古、歴史、民俗及び文化を知ることは、子どもの感性や想像力、人間性を豊かにする上でたいへん重要です。

博物館は、学校の学習活動に関連する資料を豊富に保有しています。また、実物資料を実際に見たり触れたり体験することができ、子どもたち一人一人の興味や関心に対して、学芸員や職員が直接対面して対応することもできます。こうした博物館の特性を活用することにより、学校での学習の効果をさらに高めることが可能です。

こうしたことから、博物館は子どもの学習活動の支援に積極的に取り組んでいます。子どもの地域についての学びや体験を支える方策として、学校における学習や体験活動を博物館の内外で支援します。これらの施策の円滑化を図るため、学校及び教員との連携を一層強化します。

また、学校教員への支援活動や情報提供にも、より積極的に努めます。

## ⑤ 家族で学び、体験する場の提供

子どもの教育については、家族の存在や役割は、時代を問わず非常に重要です。子どもから高齢者まで家族で学び、体験し、共に語り合うことができる場や話題があることは、今後ますます望まれます。

家族や家庭において、または日常生活の中で、博物館が身近な存在となるような活動を展開します。世代を超えた学習と対話の機会や場所を提供し、地域において誰にとっても魅力的な博物館となるよう努めます。

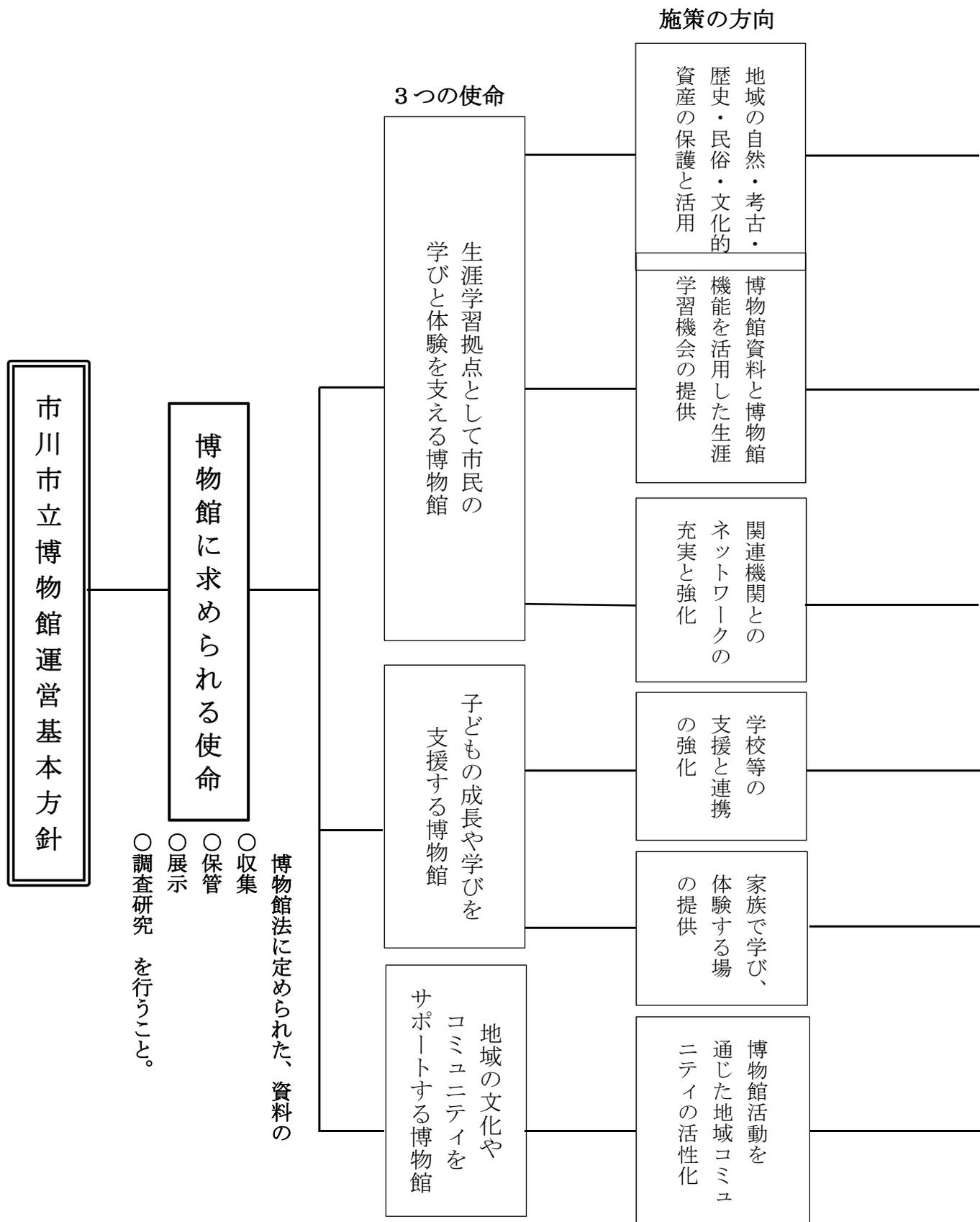
### (3) 地域の文化やコミュニティをサポートする博物館

## ⑥ 博物館活動を通じた地域コミュニティの活性化

価値観の多様化する現代社会においては、博物館資料は、市民や地域の資産であるばかりでなく、様々な市民活動や地域活動を活性化させるための資源ともなりうるものです。この資源がより有効に活用されるよう、環境を整えます。

また、地域から愛され、支持される博物館となるために、博物館を市民や地域コミュニティによる活動の場や成果の発表に利用できるよう目指します。

### 第3章 市川市立博物館運営基本方針の体系



下記は関連する取り組みの具体例 ※番号は市川市生涯学習推進計画中の施策の事業番号

**単年度の事業計画で、内容の充実及び新規事業をさらに具現化します。**

1-21, 35, 41 常設展企画展巡回展 1-22 観察会散策会  
1-23 学校支援 1-24 講師派遣 1-25 夏休みイベント  
1-26 自然講座 1-27 野草の名札付環境整備 1-28 情報発信事業  
1-36, 42 教室見学会講演会 1-37, 43 縄文体験とボランティア養成講座  
1-38, 44 歴史カレッジ 1-39, 45 フェスティバル 1-40, 46 情報提供

上記事業の基礎となる資料の収集、保管、展示及び調査研究を行うこと

1-22 観察会散策会 1-24 講師派遣 1-25 夏休みイベント  
1-26 自然講座 1-27 野草の名札付環境整備 1-28 情報発信事業  
1-35, 41 常設展企画展巡回展 1-36, 42 教室見学会講演会  
1-37, 43 縄文体験とボランティア養成講座 1-38, 44 歴史カレッジ  
1-39, 45 フェスティバル 1-40, 46 情報提供

1-24 講師派遣 1-35, 41 常設展企画展巡回展  
1-36, 42 教室見学会講演会 1-37, 43 縄文体験とボランティア養成講座  
1-38, 44 歴史カレッジ 1-39, 45 フェスティバル  
1-40, 46 情報提供

1-21 常設展企画展巡回展 1-23 学校支援 1-25 夏休みイベント

1-21, 35, 41 常設展企画展巡回展 1-22 観察会散策会  
1-25 夏休みイベント  
1-28 情報発信事業 1-36, 42 教室見学会講演会  
1-37, 43 縄文体験とボランティア養成講座 1-39, 45 フェスティバル

1-24 講師派遣 1-35, 41 常設展企画展巡回展  
1-36, 42 教室見学会講演会 1-37, 43 縄文体験とボランティア養成講座  
1-38, 44 歴史カレッジ 1-39, 45 フェスティバル  
1-40, 46 情報提供

## 第4章 実施計画

### 1. 事業計画及び実施状況

運営基本方針に基づいて博物館活動を行うにあたっては、引き続きPDCAサイクルの手法を用いて、効果的な運用に努めます。

事業計画については、従来どおり年度毎に作成していきます。また、これに基づいて実施する個々の事業についても、従来どおり年度毎に実施状況報告を作成し、自己点検評価を行います。

これらのことにより、事業の実施によって得られた利用者のニーズや動向を次年度の事業計画に反映させていくとともに、事業の円滑で効果的な実施を図ります。

毎年度の事業計画及び事業実施状況については、協議会への報告事項とします。

### 2. 評価活動

博物館活動に対する評価についても、前述のPDCAサイクル手法の強化として、これまでの取組である入館者アンケート及び参加者アンケート等による「利用者評価」並びに博物館職員による「自己点検評価」に加え、外部組織である協議会による評価を「外部評価」として取り入れます。

外部評価の最終的な実施時期については、『第四次市川市生涯学習推進計画』において、第3章「生涯学習推進の方向」の5「主な取組と学習機会」の中で、達成目標の期間末として示されている平成31年度末とします。単年度及び個々の事業に関する評価については、協議会を開催する中で随時ご意見を伺い、そこで得られた知見を参考にしながら、次年度以降の事業を実施する際にすみやかに反映させていくこととします。

## 第5章 第四次市川市生涯学習推進計画における博物館事業

「市川市立博物館運営基本方針」は、第四次市川市生涯学習推進計画における博物館分野のより詳細な方針を示したものです。

生涯学習推進計画に掲げた各種博物館事業を以下に収載しました。掲載する事業は博物館事業を網羅したのではなく、一例に過ぎません。

博物館の基本的な事業である資料の収集・整理・保管、調査研究を各分野で着実に実施し、その成果を展示や教育普及活動に反映させ、市民に提供する事業を以下の事業以外にも積極的に実施します。

事業名	1-21 展示事業 [常設展・企画展等] (自然博物館)	
事業概要	身近な自然である「市川の自然」をメインテーマに、「市川の自然」「残された市川の自然」「湧水の自然」「都市化した市川の自然」の4つのテーマを設け、広く市民に紹介し、自然環境を市民の財産として保全する大切さと、ふるさと市川市への愛着を図る。	
(1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり		学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応 ライフステージに応じた生涯学習の充実 地域支援活動を目指す人材の育成
(2) ネットワークの充実		行政内の情報交換、事業面での連携 高等教育機関、NPO、民間企業との連携 育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携
◎ (3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎	各資産の保護と学習資源としての活用
(4) 家庭教育支援		保護者の学びを支援する体制の充実 保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進
◎ (5) 学校教育支援	◎	家庭、学校、地域の連携強化 児童生徒の社会・生活体験活動の充実
(6) 地域活動支援		社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化 公民館を中核としたコミュニティの活性化 学校を中核としたコミュニティの活性化

事業名	1-22 教育普及事業【観察会・散策会等】		(自然博物館)
事業概要	おもに市民を対象にして、市内の自然資産を紹介し学習の場として活用する。対象となる市民の年代や属性に合わせたプログラムを用意して幅広い層の参加を促進する。1回あたりの平均参加者数を20人と想定した行事。		
◎ (1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり	◎	学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応	
		ライフステージに応じた生涯学習の充実	
(2) ネットワークの充実		地域支援活動を目指す人材の育成	
		行政内の情報交換、事業面での連携	
		高等教育機関、NPO、民間企業との連携	
◎ (3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎	育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携	
		各資産の保護と学習資源としての活用	
(4) 家庭教育支援		保護者の学びを支援する体制の充実	
		保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進	
(5) 学校教育支援		家庭、学校、地域の連携強化	
		児童生徒の社会・生活体験活動の充実	
(6) 地域活動支援		社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化	
		公民館を中核としたコミュニティの活性化	
		学校を中核としたコミュニティの活性化	

事業名	1-23 教育普及事業【学校支援】		(自然博物館)
事業概要	自然博物館において、学校からの要請を受け、地域の自然体験や動植物に関する知識や体験を深めるため、講師を派遣するなどの支援を進める。		
(1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり		学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応	
		ライフステージに応じた生涯学習の充実	
(2) ネットワークの充実		地域支援活動を目指す人材の育成	
		行政内の情報交換、事業面での連携	
		高等教育機関、NPO、民間企業との連携	
◎ (3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎	育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携	
		各資産の保護と学習資源としての活用	
(4) 家庭教育支援		保護者の学びを支援する体制の充実	
		保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進	
◎ (5) 学校教育支援	◎	家庭、学校、地域の連携強化	
		児童生徒の社会・生活体験活動の充実	
(6) 地域活動支援		社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化	
		公民館を中核としたコミュニティの活性化	
		学校を中核としたコミュニティの活性化	

事業名	1-24 教育普及事業【講師派遣】		(自然博物館)
事業概要	自然博物館において、市民団体や関連部署の要請を受け、地域の自然体験や動植物に関する知識や体験を深めるため、講師を派遣するなどの支援を進める。		
◎ (1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり	◎	学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応	
		ライフステージに応じた生涯学習の充実	
○ (2) ネットワークの充実		地域支援活動を目指す人材の育成	
		行政内の情報交換、事業面での連携	
		高等教育機関、NPO、民間企業との連携	
◎ (3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎	育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携	
		各資産の保護と学習資源としての活用	
(4) 家庭教育支援		保護者の学びを支援する体制の充実	
		保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進	
(5) 学校教育支援		家庭、学校、地域の連携強化	
		児童生徒の社会・生活体験活動の充実	
○ (6) 地域活動支援	○	社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化	
		公民館を中核としたコミュニティの活性化	
		学校を中核としたコミュニティの活性化	

事業名	<b>1-25 教育普及事業 [夏休みイベント]</b> (自然博物館)	
事業概要	小・中学生やその保護者を対象に、夏季休業中の学習や思い出づくりを支援する目的で、大町公園の自然資産を生かした行事を展開する。	
◎ (1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり	◎	学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応 ライフステージに応じた生涯学習の充実 地域支援活動を目指す人材の育成
(2) ネットワークの充実		行政内の情報交換、事業面での連携 高等教育機関、NPO、民間企業との連携 育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携
◎ (3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎	各資産の保護と学習資源としての活用
(4) 家庭教育支援		保護者の学びを支援する体制の充実 保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進
○ (5) 学校教育支援	○	家庭、学校、地域の連携強化 児童生徒の社会・生活体験活動の充実
(6) 地域活動支援		社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化 公民館を中核としたコミュニティの活性化 学校を中核としたコミュニティの活性化

事業名	<b>1-26 教育普及事業 [自然講座等]</b> (自然博物館)	
事業概要	おもに市民を対象にして、市内の自然資産について深く読み解き理解する講座を開催する。	
◎ (1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり	◎	学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応 ライフステージに応じた生涯学習の充実 地域支援活動を目指す人材の育成
(2) ネットワークの充実		行政内の情報交換、事業面での連携 高等教育機関、NPO、民間企業との連携 育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携
◎ (3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎	各資産の保護と学習資源としての活用
(4) 家庭教育支援		保護者の学びを支援する体制の充実 保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進
(5) 学校教育支援		家庭、学校、地域の連携強化 児童生徒の社会・生活体験活動の充実
(6) 地域活動支援		社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化 公民館を中核としたコミュニティの活性化 学校を中核としたコミュニティの活性化

事業名	<b>1-27 ボランティア活動 [野草の名札付け・環境整備]</b> (自然博物館)	
事業概要	市内有数の自然資産である「長田谷津」（大町公園自然観察園）の生態系の保全と来園者への啓発を目的に、ボランティアの参加を得て各種作業を行う。あわせて参加者に対して学芸員からより専門的な内容の解説を行い、作業の意義についての理解を深める。	
◎ (1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり	◎	学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応 ライフステージに応じた生涯学習の充実 ○ 地域支援活動を目指す人材の育成
(2) ネットワークの充実		行政内の情報交換、事業面での連携 高等教育機関、NPO、民間企業との連携 育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携
◎ (3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎	各資産の保護と学習資源としての活用
(4) 家庭教育支援		保護者の学びを支援する体制の充実 保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進
(5) 学校教育支援		家庭、学校、地域の連携強化 児童生徒の社会・生活体験活動の充実
(6) 地域活動支援		社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化 公民館を中核としたコミュニティの活性化 学校を中核としたコミュニティの活性化

事業名	1-28 広報活動 [情報発信事業] (自然博物館)	
事業概要	学芸員が日々の活動で得た自然資産に関する情報を「自然博物館だより」として発行。また、それらの情報に加えて過去に発信した情報・展示などについてもアクセスできるようにwebサイトの整備をはかる。	
◎ (1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり	◎	学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応 ライフステージに応じた生涯学習の充実 地域支援活動を目指す人材の育成
(2) ネットワークの充実		行政内の情報交換、事業面での連携 高等教育機関、NPO、民間企業との連携 育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携
◎ (3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎	各資産の保護と学習資源としての活用
(4) 家庭教育支援		保護者の学びを支援する体制の充実 保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進
(5) 学校教育支援		家庭、学校、地域の連携強化 児童生徒の社会・生活体験活動の充実
(6) 地域活動支援		社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化 公民館を中核としたコミュニティの活性化 学校を中核としたコミュニティの活性化

事業名	1-35 展示事業 [常設展・企画展・巡回展等] (考古博物館)	
事業概要	常設展示は、市内出土の考古資料をもとに、市川市の先土器時代から平安時代前期までの豊かな歴史を紹介する。企画展示については、常設展示の内容をより具体的に紹介し、調査研究でわかった最新の情報を紹介する事業。	
○ (1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり	○	学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応 ライフステージに応じた生涯学習の充実 地域支援活動を目指す人材の育成
○ (2) ネットワークの充実		行政内の情報交換、事業面での連携 高等教育機関、NPO、民間企業との連携 育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携
◎ (3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎	各資産の保護と学習資源としての活用
(4) 家庭教育支援		保護者の学びを支援する体制の充実 保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進
(5) 学校教育支援		家庭、学校、地域の連携強化 児童生徒の社会・生活体験活動の充実
◎ (6) 地域活動支援	◎	社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化 公民館を中核としたコミュニティの活性化 学校を中核としたコミュニティの活性化
年度	26年度	30年度
事業推進目標	考古博物館の常設展示内容により調査研究でわかった最新の情報を展示し、来館者数の拡大に努める。	※31年4月検証
成果指標	来館者数	
実績・目標値	25年度実績 22,000人	30年度目標 23,000人 30年度達成数 ※31年4月確認

事業名	<b>1-36 教育普及事業 [教室・見学会・講演会等]</b> (考古博物館)		
事業概要	考古学教室は、考古博物館学芸員が講師となって、日ごろの研究成果を市民に講義・講習をする事業。遺跡見学会は、市内外の遺跡、関連する博物館を見学して、考古学についての知識を深める事業。講演会は、専門の研究者から平易に語ってもらい市民に高度な学習の場を提供する。		
○	(1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり	○	学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応 ライフステージに応じた生涯学習の充実 ○ 地域支援活動を目指す人材の育成
◎	(2) ネットワークの充実	◎	行政内の情報交換、事業面での連携 高等教育機関、NPO、民間企業との連携 ○ 育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携
◎	(3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎	各資産の保護と学習資源としての活用
	(4) 家庭教育支援		保護者の学びを支援する体制の充実 保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進
	(5) 学校教育支援		家庭、学校、地域の連携強化 児童生徒の社会・生活体験活動の充実
◎	(6) 地域活動支援	◎	社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化 ○ 公民館を中核としたコミュニティの活性化 ○ 学校を中核としたコミュニティの活性化
年度	26年度	30年度	
事業推進目標	考古学教室及び見学会、講演会の充実を図っていく。	※31年4月検証	
成果指標	参加者数		
実績・目標値	25年度実績 600人	30年度目標 800人	30年度達成数 ※31年4月確認

事業名	<b>1-37 教育普及事業</b> (考古博物館) <b>[縄文体験学習及び関連研修会・ボランティア指導養成講座等]</b>		
事業概要	縄文体験学習は、小学生向けの体験学習として、縄文人の生活体験(火おこし体験・あさり汁体験等)をしたり、国史跡の堀之内貝塚を見学しながら市川市の郷土史を学習する。ボランティア指導養成講座は、縄文体験学習指導及びイベント等に指導する養成講座の事業。		
○	(1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり	○	学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応 ライフステージに応じた生涯学習の充実 ○ 地域支援活動を目指す人材の育成
◎	(2) ネットワークの充実	◎	行政内の情報交換、事業面での連携 高等教育機関、NPO、民間企業との連携 ○ 育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携
◎	(3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎	各資産の保護と学習資源としての活用
	(4) 家庭教育支援		保護者の学びを支援する体制の充実 保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進
	(5) 学校教育支援		家庭、学校、地域の連携強化 児童生徒の社会・生活体験活動の充実
◎	(6) 地域活動支援	◎	社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化 ○ 公民館を中核としたコミュニティの活性化 ○ 学校を中核としたコミュニティの活性化
年度	26年度	30年度	
事業推進目標	縄文体験学習及びこの事業に関連する養成講座の充実を図っていく。	※31年4月検証	
成果指標	参加者数		
実績・目標値	25年度実績 1,300人	30年度目標 1,800人	30年度達成数 ※31年4月確認

事業名	1-38 教育普及事業 [歴史カレッジ]		(考古博物館)
事業概要	市川の歴史と民俗について、2年間にわたって体系的に学び、市内の歴史や文化財への関心を高め、教養を高める事業。又関連して外部講師による歴史カレッジ公開講演を開催する。		
○	(1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応</li> <li>ライフステージに応じた生涯学習の充実</li> <li>○ 地域支援活動を目指す人材の育成</li> </ul>	
◎	(2) ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 行政内の情報交換、事業面での連携</li> <li>高等教育機関、NPO、民間企業との連携</li> <li>○ 育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携</li> </ul>	
◎	(3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎ 各資産の保護と学習資源としての活用	
	(4) 家庭教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の学びを支援する体制の充実</li> <li>保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進</li> </ul>	
	(5) 学校教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭、学校、地域の連携強化</li> <li>児童生徒の社会・生活体験活動の充実</li> </ul>	
◎	(6) 地域活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化</li> <li>○ 公民館を中核としたコミュニティの活性化</li> <li>○ 学校を中核としたコミュニティの活性化</li> </ul>	
年度	26年度		30年度
事業推進目標	歴史カレッジの講義及び講演会の充実を図っていく。		※31年4月検証
成果指標	受講者数		
実績・目標値	25年度実績 400人	30年度目標 400人	30年度達成数 ※31年4月確認

事業名	1-39 教育普及事業		(考古博物館)
	[縄文体験フェスティバルin堀之内貝塚・オータムフェスタ]		
事業概要	国分地区の歴史遺産として受け継がれてきた国史跡の堀之内貝塚と、市川市の歴史情報の集積及び発信基地として考古博物館及び歴史博物館があるという地域的特性を活かしながら、地域の人々が気軽に集い、参加できる「地域まつり」を開催し、人々の絆を大切にしまちづくりをめざす事業。オータムフェスタは、家族連れを対象にした秋の行事として開催。		
◎	(1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応</li> <li>ライフステージに応じた生涯学習の充実</li> <li>◎ 地域支援活動を目指す人材の育成</li> </ul>	
◎	(2) ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 行政内の情報交換、事業面での連携</li> <li>高等教育機関、NPO、民間企業との連携</li> <li>○ 育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携</li> </ul>	
◎	(3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎ 各資産の保護と学習資源としての活用	
	(4) 家庭教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の学びを支援する体制の充実</li> <li>保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進</li> </ul>	
	(5) 学校教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭、学校、地域の連携強化</li> <li>児童生徒の社会・生活体験活動の充実</li> </ul>	
◎	(6) 地域活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化</li> <li>○ 公民館を中核としたコミュニティの活性化</li> <li>○ 学校を中核としたコミュニティの活性化</li> </ul>	
年度	26年度		30年度
事業推進目標	縄文体験フェスティバル及びオータム等の充実を図っていく。		※31年4月検証
成果指標	参加者数		
実績・目標値	25年度実績 1,500人	30年度目標 1,500人	30年度達成数 ※31年4月確認

事業名		1-40 広報活動事業 [行事・企画展等に向けた情報提供] (考古博物館)	
事業概要		「広報いちかわ」「考古・歴史博物館だより」等各種広報紙への掲載。	
◎	(1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり	<input checked="" type="checkbox"/> 学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応 <input checked="" type="checkbox"/> ライフステージに応じた生涯学習の充実 <input checked="" type="checkbox"/> 地域支援活動を目指す人材の育成	
◎	(2) ネットワークの充実	<input checked="" type="checkbox"/> 行政内の情報交換、事業面での連携 <input checked="" type="checkbox"/> 高等教育機関、NPO、民間企業との連携 <input type="checkbox"/> 育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携	
◎	(3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 各資産の保護と学習資源としての活用	
	(4) 家庭教育支援	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者の学びを支援する体制の充実 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進	
	(5) 学校教育支援	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭、学校、地域の連携強化 <input checked="" type="checkbox"/> 児童生徒の社会・生活体験活動の充実	
◎	(6) 地域活動支援	<input checked="" type="checkbox"/> 社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化 <input type="checkbox"/> 公民館を中核としたコミュニティの活性化 <input type="checkbox"/> 学校を中核としたコミュニティの活性化	
年度	26年度	30年度	
事業推進目標	行事・企画展等に向けた情報提供の充実	※31年4月検証	
成果指標	広報紙の掲載件数		
実績・目標値	25年度実績 20件	30年度目標 20件	30年度達成数 ※31年4月確認

事業名		1-41 展示事業 [常設展・企画展等] (歴史博物館)	
事業概要		常設展示は、市川ゆかりの歴史、民俗資料をもとに市川の鎌倉時代から現代までの歴史及び人々の暮らしを紹介する。企画展は、収蔵庫資料の中の未公開のものを展示又季節展示(桃の節句・端午の節句・七夕等)をする事業。	
○	(1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり	<input type="checkbox"/> 学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応 <input type="checkbox"/> ライフステージに応じた生涯学習の充実 <input type="checkbox"/> 地域支援活動を目指す人材の育成	
○	(2) ネットワークの充実	<input type="checkbox"/> 行政内の情報交換、事業面での連携 <input type="checkbox"/> 高等教育機関、NPO、民間企業との連携 <input type="checkbox"/> 育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携	
◎	(3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 各資産の保護と学習資源としての活用	
	(4) 家庭教育支援	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者の学びを支援する体制の充実 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進	
	(5) 学校教育支援	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭、学校、地域の連携強化 <input checked="" type="checkbox"/> 児童生徒の社会・生活体験活動の充実	
◎	(6) 地域活動支援	<input checked="" type="checkbox"/> 社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化 <input type="checkbox"/> 公民館を中核としたコミュニティの活性化 <input type="checkbox"/> 学校を中核としたコミュニティの活性化	
年度	26年度	30年度	
事業推進目標	歴史博物館の常設展示物の見直しを多くして、来館者数の拡大に努める。	※31年4月検証	
成果指標	来館者数		
実績・目標値	25年度実績 22,000人	30年度目標 23,000人	30年度達成数 ※31年4月確認

事業名	1-42 教育普及事業 [教室・見学会・講演会等]		(歴史博物館)	
事業概要	歴史講座は、歴史博物館学芸員が講師となって、日ごろの研究成果を市民に講義・講習をする事業。史跡見学会は、市内外の史跡を見学して、市内を含む地域の歴史の知識を深める事業。			
○	(1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり		学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応	
			ライフステージに応じた生涯学習の充実	
○	(2) ネットワークの充実	○	地域支援活動を目指す人材の育成	
		◎	行政内の情報交換、事業面での連携	
◎	(3) 自然・風土・歴史・文化資産の活用		高等教育機関、NPO、民間企業との連携	
		○	育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携	
	(4) 家庭教育支援	◎	各資産の保護と学習資源としての活用	
			保護者の学びを支援する体制の充実	
	(5) 学校教育支援		保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進	
			家庭・学校・地域の連携強化	
◎	(6) 地域活動支援		児童生徒の社会・生活体験活動の充実	
		◎	社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化	
		○	公民館を中核としたコミュニティの活性化	
		○	学校を中核としたコミュニティの活性化	
年度	26年度		30年度	
事業推進目標	歴史講座及び見学会の充実を図っていく。		※31年4月検証	
成果指標	参加者数			
実績・目標値	25年度実績 1,100人		30年度目標 1,100人	30年度達成数 ※31年4月確認

事業名	1-43 教育普及事業		(歴史博物館)	
事業概要	[縄文体験学習及び関連研修会・ボランティア指導養成講座等] 昔の暮らし体験学習は、小学生向けの体験学習として、昭和初期の生活を体験したり、当時の生活用具を見学して、文明の発達の歴史を学習する。ボランティア指導養成講座は、体験学習指導及びイベント等に指導する養成講座の事業。			
○	(1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり		学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応	
			ライフステージに応じた生涯学習の充実	
○	(2) ネットワークの充実	○	地域支援活動を目指す人材の育成	
		◎	行政内の情報交換、事業面での連携	
◎	(3) 自然・風土・歴史・文化資産の活用		高等教育機関、NPO、民間企業との連携	
		○	育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携	
	(4) 家庭教育支援	◎	各資産の保護と学習資源としての活用	
			保護者の学びを支援する体制の充実	
	(5) 学校教育支援		保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進	
			家庭・学校・地域の連携強化	
◎	(6) 地域活動支援		児童生徒の社会・生活体験活動の充実	
		◎	社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化	
		○	公民館を中核としたコミュニティの活性化	
		○	学校を中核としたコミュニティの活性化	
年度	26年度		30年度	
事業推進目標	昔の暮らし体験学習及びこの事業に関連する養成講座の充実を図っていく。		※31年4月検証	
成果指標	参加者数			
実績・目標値	25年度実績 720人		30年度目標 1,000人	30年度達成数 ※31年4月確認

事業名		1-44 教育普及事業 [歴史カレッジ] (歴史博物館)		
事業概要		市川の歴史と民俗について、2年間にわたって体系的に学び、市内の歴史や文化財への関心を高め、教養を高める事業。又関連して外部講師による歴史カレッジ公開講演を開催する。		
○	(1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり		学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応	
			ライフステージに応じた生涯学習の充実	
		○ 地域支援活動を目指す人材の育成		
	◎	(2) ネットワークの充実	◎	行政内の情報交換、事業面での連携
				高等教育機関、NPO、民間企業との連携
		○ 育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携		
◎	(3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎	各資産の保護と学習資源としての活用	
	(4) 家庭教育支援		保護者の学びを支援する体制の充実	
			保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進	
	(5) 学校教育支援		家庭、学校、地域の連携強化	
			児童生徒の社会・生活体験活動の充実	
◎	(6) 地域活動支援	◎	社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化	
		○	公民館を中核としたコミュニティの活性化	
		○	学校を中核としたコミュニティの活性化	
年度	26年度		30年度	
事業推進目標	歴史カレッジの講義及び講演会の充実を図っていく。		※31年4月検証	
成果指標	受講者数			
実績・目標値	25年度実績	400人	30年度目標 400人 30年度達成数 ※31年4月確認	

事業名		1-45 教育普及事業 [縄文体験フェスティバルin堀之内貝塚・オータムフェスタ] (歴史博物館)	
事業概要		国分地区の歴史遺産として受け継がれてきた国史跡の堀之内貝塚と、市川市の歴史情報の集積及び発信基地として考古博物館及び歴史博物館があるという地域的特性を活かしながら、地域の人々が気軽に集い、参加できる「地域まつり」を開催し、人々の絆を大切にしまちづくりをめざす事業。オータムフェスタは、家族連れを対象にした秋の行事として開催。	
◎	(1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり		学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応
			ライフステージに応じた生涯学習の充実
		◎	地域支援活動を目指す人材の育成
◎	(2) ネットワークの充実	◎	行政内の情報交換、事業面での連携
			高等教育機関、NPO、民間企業との連携
		○	育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携
◎	(3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎	各資産の保護と学習資源としての活用
	(4) 家庭教育支援		保護者の学びを支援する体制の充実
			保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進
	(5) 学校教育支援		家庭、学校、地域の連携強化
			児童生徒の社会・生活体験活動の充実
◎	(6) 地域活動支援	◎	社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化
		○	公民館を中核としたコミュニティの活性化
		○	学校を中核としたコミュニティの活性化
年度	26年度		30年度
事業推進目標	縄文体験フェスティバル及びオータム等の充実を図っていく。		※31年4月検証
成果指標	参加者数		
実績・目標値	25年度実績	1,500人	30年度目標 1,500人 30年度達成数 ※31年4月確認

事業名		1-46 広報活動事業 [行事・企画展等に向けた情報提供] (歴史博物館)	
事業概要		「広報いちかわ」「考古・歴史博物館だより」等各種広報紙への掲載。	
◎	(1) 市民の学習ニーズに対応した生涯学習の環境づくり	学び直しや再チャレンジを目指す社会人への対応	
		ライフステージに応じた生涯学習の充実	
◎	(2) ネットワークの充実	◎ 地域支援活動を目指す人材の育成	
		◎ 行政内の情報交換、事業面での連携	
◎	(3) 自然、風土、歴史、文化資産の活用	◎ 高等教育機関、NPO、民間企業との連携	
		○ 育成人材とコーディネーター、各団体、事業の連携	
◎	(4) 家庭教育支援	◎ 各資産の保護と学習資源としての活用	
		保護者の学びを支援する体制の充実	
◎	(5) 学校教育支援	保護者同士や家庭教育支援者との交流活動の推進	
		家庭、学校、地域の連携強化	
◎	(6) 地域活動支援	児童生徒の社会・生活体験活動の充実	
		◎ 社会教育施設を中核としたコミュニティの活性化	
◎	(6) 地域活動支援	○ 公民館を中核としたコミュニティの活性化	
		○ 学校を中核としたコミュニティの活性化	
年度	26年度	30年度	
事業推進目標	行事・企画展等に向けた情報提供の充実	※31年4月検証	
成果指標	広報紙の掲載件数		
実績・目標値	25年度実績 20件	30年度目標 20件	30年度達成数 ※31年4月確認

## 参考資料

1. 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例
2. 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例施行規則
3. 博物館法
4. 博物館法施行規則
5. 博物館の設置及び運営上の望ましい基準



# 資料 1

○市川市立博物館の設置及び管理に関する条例

昭和47年10月12日条例第32号

## 改正

昭和52年3月31日条例第22号  
昭和57年9月20日条例第33号  
平成元年9月26日条例第24号  
平成3年12月26日条例第30号  
平成7年12月27日条例第24号  
平成10年3月27日条例第10号  
平成11年12月17日条例第46号  
平成23年3月28日条例第4号  
平成24年3月16日条例第19号  
平成25年12月19日条例第44号  
平成26年9月30日条例第28号

市川市立博物館の設置及び管理に関する条例

(設置)

**第1条** 本市は、考古、歴史、自然等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、その教養、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、博物館を設置する。

一部改正〔昭和57年条例33号・平成元年24号・24年19号〕

(名称及び位置)

**第2条** 博物館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
市立市川考古博物館	市川市堀之内2丁目26番1号
市立市川歴史博物館	市川市堀之内2丁目27番1号
市立市川自然博物館	市川市大町284番地

全部改正〔昭和57年条例33号〕、一部改正〔平成元年条例24号・7年24号・24年19号〕

(事業)

**第3条** 博物館は、法第3条の定めるところにより、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 実物、標本、模型、文献、図書、図表、写真、フィルムその他の資料(電磁的記録を含む。以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び閲覧させること。
- (2) 博物館資料に関する講習会、研究会等を開催すること。
- (3) 博物館資料に関する調査研究を行うこと。

一部改正〔平成24年条例19号〕

(入館料等)

**第4条** 博物館の入館料は、無料とする。ただし、博物館が期間を定めて特別の陳列をし、又は特別の展示会を催したときは、1人300円以内において教育委員会(以下「委員会」という。)が定める額に消費税等加算率(市川市使用料条例(平成11年条例第39号)第1条の2第1号に規定す

る消費税等加算率をいう。第16条において同じ。) を乗じて得た額 (その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) を入館料として徴収することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項ただし書の入館料を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成3年条例30号・10年10号・24年19号・25年44号・26年28号〕

(開館時間)

**第5条** 博物館の開館時間は、次の表の左欄に掲げる博物館の区分に応じ、同表の右欄に定めるところとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

区分	開館時間
市立市川考古博物館及び市立市川歴史博物館	午前9時から午後4時30分まで
市立市川自然博物館	午前9時30分から午後4時30分まで

追加〔平成24年条例19号〕

(休館日)

**第6条** 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 月曜日 (その日が国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い当該休日以外の日)

(2) 1月1日から同月4日まで

(3) 12月28日から同月31日まで

追加〔平成24年条例19号〕

(入館の制限等)

**第7条** 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、博物館を利用するもの (以下「利用者」という。) に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 利用者が博物館の施設、附属設備又は博物館資料 (以下「施設等」という。) を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) その他博物館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

追加〔平成24年条例19号〕

(損害賠償)

**第8条** 施設等を壊し、汚し、又は失わせたものは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成24年条例19号〕

(協議会の設置)

**第9条** 委員会は、法第20条第1項の規定に基づき、博物館協議会 (以下「協議会」という。) を置く。

一部改正〔平成24年条例19号〕

(協議会の組織及び委員)

**第10条** 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

追加〔平成24年条例19号〕

(委員長及び副委員長)

**第11条** 協議会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成24年条例19号〕

(会議)

**第12条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成24年条例19号〕

(専門分科会)

**第13条** 協議会に、専門の事項の調査研究をさせるため、専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 専門分科会は、調査研究の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

追加〔平成24年条例19号〕

(事務)

**第14条** 協議会の事務は、教育委員会事務局生涯学習部において処理する。

追加〔平成24年条例19号〕

(報酬及び費用弁償)

**第15条** 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号・24年19号〕

(経過措置)

**第16条** 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により消費税法第29条に規定する税率及び地方税法第72条の83に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係

る経過措置を考慮して、規則で定める。

追加〔平成26年条例28号〕

(委任)

**第17条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成24年条例19号・26年28号〕

(過料)

**第18条** 市長は、詐欺その他不正の行為により入館料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

追加〔平成11年条例46号〕、一部改正〔平成24年条例19号・26年28号〕

**附 則** (抄)

1 この条例は、昭和47年11月3日から施行する。

**附 則** (昭和52年3月31日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和57年9月20日条例第33号)

この条例は、昭和57年11月1日から施行する。

**附 則** (平成元年9月26日条例第24号)

この条例は、平成元年10月24日から施行する。

**附 則** (平成3年12月26日条例第30号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則** (平成7年12月27日条例第24号)

この条例は、平成8年2月1日から施行する。

**附 則** (平成10年3月27日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各条例の規定は、平成10年7月1日(以下「施行日」という。)以後の施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の施設の使用等に係る使用料等及び施行日以後の施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

**附 則** (平成11年12月17日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月16日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の市川市立博物館の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条第1項の規定により博物館協議会の委員として任命されている者は、平成24年4月1日に、改正後の市川市立博物館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第2項の規定により博物館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第10条第3項の規定にかかわらず、同日における旧条例第8条第1項の規定により任命された博物館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

**附 則**（平成25年12月19日条例第44号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

2 この条例（第2条、第9条、第11条及び第13条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年9月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。



## 資料 2

○市川市立博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和47年11月 2 日教育委員会規則第13号

### 改正

昭和48年 4 月26日教育委員会規則第 4 号  
昭和51年 3 月10日教育委員会規則第 1 号  
昭和52年 4 月15日教育委員会規則第 1 号  
昭和57年10月 8 日教育委員会規則第14号  
平成元年10月 6 日教育委員会規則第10号  
平成 4 年 2 月26日教育委員会規則第 1 号  
平成13年 1 月17日教育委員会規則第 1 号  
平成24年 3 月16日教育委員会規則第 3 号

市川市立博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、市川市立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和57年教委規則14号・平成 4 年 1 号・24年 3 号〕

(入館料に係る委員会が定める額等)

**第 2 条** 条例第 4 条第 1 項ただし書に規定する教育委員会（以下「委員会」という。）が定める額は、別表のとおりとする。

2 条例第 4 条第 2 項の規定により、入館料の減額又は免除を受けようとするものは、入館料減額・免除申請書（様式第 1 号）を提出し、承認を受けなければならない。

一部改正〔平成元年教委規則10号・ 4 年 1 号・24年 3 号〕

(観覧券)

**第 3 条** 博物館が入館料を徴収する特別展示会等を催したときは、観覧券を発行する。

2 観覧券は、個人観覧にあつては特別展覧会個人観覧券（様式第 2 号）とし、団体観覧にあつては特別展覧会団体観覧申込書（様式第 3 号）の提出を受けた後に発行する特別展覧会団体観覧券（様式第 4 号）とする。

一部改正〔平成元年教委規則10号・24年 3 号〕

(会議室等の利用)

**第 4 条** 博物館の会議室等の施設は、博物館の目的に適合した講習会、研究会その他委員会が特に必要があると認める場合に利用に供することができる。

2 会議室等を利用しようとするものは、あらかじめ博物館会議室等利用申請書（様式第 5 号）を提出し、委員会の許可を受けなければならない。

一部改正〔昭和57年教委規則14号・平成元年10号・24年 3 号〕

(資料の寄附)

**第 5 条** 委員会は、博物館の展示又は研究の目的で、実物、標本、模型、文献、図書、図表、写真、フィルムその他の資料（電磁的記録を含む。以下「博物館資料」という。）の寄附を受けることができる。

2 博物館資料を寄附しようとするものは、寄附申込書（様式第 6 号）を提出しなければならない。

3 委員会が博物館資料の寄附を受けたときは、寄附品受領書（様式第 7 号）を寄附者に交付する。

一部改正〔平成元年教委規則10号・24年3号〕

(資料の受託)

**第6条** 委員会は、博物館の展示又は研究の目的で、博物館資料の寄託を受けることができる。

- 2 博物館資料を寄託しようとするものは、寄託申込書(様式第8号)を提出しなければならない。
- 3 委員会が博物館資料を受託したときは、受託品預り証(様式第9号)を寄託者に交付しなければならない。
- 4 委員会は、受託した博物館資料の模写、模型製作、撮影等を行い、又はこれらを書籍等に掲載しようとするときは、あらかじめ、寄託者の承諾を受けなければならない。
- 5 前項の行為を第三者がしようとするときは、委員会は寄託者の承諾を確認しなければならない。

一部改正〔平成元年教委規則10号・24年3号〕

(資料の返還)

**第7条** 委員会は、博物館の展示又は研究の目的で受託した博物館資料を寄託者に返還するときは、受託品預り証と引換えにこれを行うものとする。

一部改正〔平成元年教委規則10号・24年3号〕

(資料の借用)

**第8条** 委員会は、博物館の展示又は研究の目的で、博物館資料を借用することができる。

- 2 第6条第4項及び第5項の規定は、委員会が借用した博物館資料の模写、模型製作、撮影等を行い、若しくはこれらを書籍等に掲載しようとする場合又はこれらの行為を第三者がしようとする場合について準用する。

一部改正〔平成元年教委規則10号・24年3号〕

(資料の貸出し)

**第9条** 委員会は、博物館資料の館外貸出しをすることができる。

- 2 博物館資料の館外貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。
  - (1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設
  - (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館
  - (3) 国立の図書館及び図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
  - (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
  - (5) その他委員会が適当と認めたもの
- 3 博物館資料の館外貸出しを受けようとするものは、館外貸出申込書(様式第10号)を提出し、委員会から館外貸出承諾書(様式第11号)の交付を受けなければならない。
- 4 博物館資料を借り受けたものは、委員会に資料借用書(様式第12号)を提出しなければならない。
- 5 博物館資料を借り受けたものが、模写、模型製作、撮影等を行い、又はこれらを書籍等に掲載しようとするときは、あらかじめ、委員会の承諾を受けなければならない。

一部改正〔平成元年教委規則10号・13年1号・24年3号〕

(資料の管理)

**第10条** 博物館資料の管理は、常に善良な注意をもってしなければならない。

一部改正〔平成元年教委規則10号・24年3号〕

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

一部改正〔昭和51年教委規則1号・平成元年10号・24年3号〕

**附 則**

この規則は、昭和47年11月3日から施行する。

**附 則**（昭和48年4月26日教育委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和51年3月10日教育委員会規則第1号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和52年4月15日教育委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和57年10月8日教育委員会規則第14号）

この規則は、昭和57年11月1日から施行する。

**附 則**（平成元年10月6日教育委員会規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成元年10月24日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、自然博物館開館準備室に勤務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって自然博物館に勤務を命ぜられたものとする。

**附 則**（平成4年2月26日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年1月17日教育委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年3月16日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**別表**

展示内容\入館料	個人			団体（20人以上）		
	一般	学生	小・中・高校児童・生徒	一般	学生	小・中・高校児童・生徒
特別重要文化資料又はこれに準ずるものを展示する場合	円 300	円 210	円 180	円 240	円 180	円 150
重要文化資料又はこれに準ずるものを展示する場合	200	140	120	160	120	100
前記以外で、価値の高い文化資料を展示する場合	100	70	60	80	60	50

様式第1号（第2条関係）

全部改正〔平成24年教委規則3号〕

様式第2号（第3条関係）

全部改正〔平成24年教委規則3号〕

様式第3号（第3条関係）

全部改正〔平成24年教委規則3号〕

様式第4号（第3条関係）

全部改正〔平成24年教委規則3号〕

様式第5号（第4条関係）

全部改正〔平成24年教委規則3号〕

様式第6号（第5条関係）

全部改正〔平成24年教委規則3号〕

様式第7号（第5条関係）

全部改正〔平成24年教委規則3号〕

様式第8号（第6条関係）

全部改正〔平成24年教委規則3号〕

様式第9号（第6条関係）

全部改正〔平成24年教委規則3号〕

様式第10号（第9条関係）

全部改正〔平成24年教委規則3号〕

様式第11号（第9条関係）

全部改正〔平成24年教委規則3号〕

様式第12号（第9条関係）

全部改正〔平成24年教委規則3号〕

## 資料 3

### ○博物館法

[昭和二十六年十二月一日号外法律第二百八十五号]

[総理・大蔵・文部大臣署名]

### 沿革

昭和二七年 八月一四日法律第三〇五号〔日本赤十字社法附則一九項による改正〕

昭和二八年 八月一五日法律第二一三号〔地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律七条による改正〕

昭和三〇年 七月二二日法律第八一号〔第一次改正〕

昭和三十一年 六月三〇日法律第一六三号〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律一一条による改正〕

昭和三四年 四月三〇日号外法律第一五八号〔社会教育法等の一部を改正する法律三条による改正〕

昭和四六年 六月 一日号外法律第九六号〔許可、認可等の整理に関する法律一三条による改正〕

昭和五八年一二月 二日号外法律第七八号〔国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律七一条による改正〕

昭和六一年一二月 四日号外法律第九三号〔日本国有鉄道改革法等施行法九九条による改正〕

平成 三年 四月 二日号外法律第二三号〔国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律附則八項による改正〕

平成 三年 四月 二日号外法律第二五号〔学校教育法等の一部を改正する法律附則六項による改正〕

平成 五年一一月一二日号外法律第八九号〔行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律八〇条による改正〕

平成一一年 七月一六日号外法律第八七号〔地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律一三七条による改正〕

平成一一年一二月二二日号外法律第一六〇号〔中央省庁等改革関係法施行法五二七条による改正〕

平成一一年一二月二二日号外法律第二二〇号〔独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律一三条による改正〕

平成一三年 七月一日号外法律第一〇五号〔学校教育法の一部を改正する法律附則五条による改正〕

平成一八年 六月 二日号外法律第五〇号〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律二六七条による改正〕

平成一九年 六月二七日号外法律第九六号〔学校教育法等の一部を改正する法律附則八条による改正〕

平成二〇年 六月一日号外法律第五九号〔社会教育法等の一部を改正する法律三条による改正〕

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

平成二三年 八月三〇日号外法律第一〇五号〔地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律一九条による改正〕

平成二六年 六月 四日号外法律第五一号〔地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進

を図るための関係法律の整備に関する法律七条による改正]  
博物館法をここに公布する。

## 博物館法

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第九条の二）
- 第二章 登録（第十条—第十七条）
- 第三章 公立博物館（第十八条—第二十六条）
- 第四章 私立博物館（第二十七条・第二十八条）
- 第五章 雑則（第二十九条）
- 附則

### 第一章 総則

（この法律の目的）

**第一条** この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

**第三条** 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及

び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

（館長、学芸員その他の職員）

**第四条** 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

（学芸員の資格）

**第五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者

2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

（学芸員補の資格）

**第六条** 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

（学芸員及び学芸員補の研修）

**第七条** 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

**第八条** 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

**第九条** 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

**第九条の二** 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

## 第二章 登録

(登録)

**第十条** 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。）に備える博物館登録原簿に登録を受けるとする。

(登録の申請)

**第十一条** 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所
- 二 名称
- 三 所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面
- 二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

(登録要件の審査)

**第十二条** 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

(登録事項等の変更)

**第十三条** 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

(登録の取消)

**第十四条** 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認められたとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(博物館の廃止)

**第十五条** 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をま( )つ( )消しなければならない。

(規則への委任)

**第十六条** この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

**第十七条** 削除〔平成十一年七月法律八七号〕

### 第三章 公立博物館

(設置)

**第十八条** 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

**第十九条** 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(博物館協議会)

**第二十条** 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

**第二十一条** 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

**第二十二条** 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

**第二十三条** 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

**第二十四条** 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

**第二十五条** 削除〔昭和三四年四月法律一五八号〕

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

**第二十六条** 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。

二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。

三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

#### 第四章 私立博物館

(都道府県の教育委員会との関係)

**第二十七条** 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

**第二十八条** 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

#### 第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

**第二十九条** 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 第六条に規定する者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科を卒業し、又は修了した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

# 資料 4

博物館法施行規則

(昭和三十年十月四日文部省令第二十四号)

最終改正：平成二七年一〇月二日文部科学省令第三四号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条及び第二十九条の規定に基づき、博物館法施行規則（昭和二十七年文部省令第十一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

第一章 博物館に関する科目の単位（第一条・第二条）

第二章 学芸員の資格認定（第三条―第十七条）

第三章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準（第十八条）

第四章 博物館に相当する施設の指定（第十九条―第二十四条）

第五章 雑則（第二十五条―第二十九条）

附則

第一章 博物館に関する科目の単位

(博物館に関する科目の単位)

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第五条第一項第一号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目 単位数

生涯学習概論 二

博物館概論 二

博物館経営論 二

博物館資料論 二

博物館資料保存論 二

博物館展示論 二

博物館教育論 二

博物館情報・メディア論 二

博物館実習 三

2 博物館に関する科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位又は第六条第三項に規定する試験科目について合格点を得ている科目は、これをもって、前項の規定により修得すべき科目の単位の替えることができる。

(博物館実習)

第二条 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会の指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

## 第二章 学芸員の資格認定

(資格認定)

第三条 法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、この章に定める試験認定又は審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者とする。

(資格認定の施行期日等)

第四条 資格認定は、毎年少なくとも各一回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

(試験認定の受験資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

一 学士の学位を有する者

二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で二年以上学芸員補の職（法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあつた者

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあつた者

四 四年以上学芸員補の職にあつた者

五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

(試験認定の方法及び試験科目)

第六条 試験認定は、大学卒業の程度において、筆記の方法により行う。

2 試験認定は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。

3 試験科目は、次表に定めるとおりとする。

試験科目 試験認定の必要科目

必須科目 生涯学習概論 上記科目の全科目

博物館概論

博物館経営論

博物館資料論

博物館資料保存論

博物館展示論

博物館教育論

博物館情報・メディア論

選択科目 文化史 上記科目のうちから受験者の選択する二科目

美術史

考古学

民俗学

自然科学史

物理

化学

生物学

地学

(試験科目の免除)

第七条 大学において前条に規定する試験科目に相当する科目の単位を修得した者又は文部科学大臣が別に定めるところにより前条に規定する試験科目に相当する学修を修了した者に対しては、その願い出により、当該科目についての試験を免除する。

第八条 削除

(審査認定の受験資格)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

一 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者

二 大学において博物館に関する科目（生涯学習概論を除く。）に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者

- 三 次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦する者
- イ 学士の学位を有する者であつて、四年以上学芸員補の職にあつた者
  
- ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上学芸員補の職にあつた者
  
- ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八年以上学芸員補の職にあつた者
  
- ニ その他十一年以上学芸員補の職にあつた者
  
- 四 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

（審査認定の方法）

第十条 審査認定は、次条の規定により願ひ出た者について、博物館に関する学識及び業績を審査して行うものとする。

（受験の手續）

第十一条 資格認定を受けようとする者は、受験願書（別記第一号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、文部科学大臣に願ひ出なければならない。この場合において、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受けて文部科学大臣が資格認定を受けようとする者の氏名、生年月日及び住所を確認することができるときは、第三号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。

- 一 受験資格を証明する書類
  
- 二 履歴書（別記第二号様式により作成したもの）
  
- 三 戸籍抄本又は住民票の写し（いずれも出願前六月以内に交付を受けたもの）
  
- 四 写真（出願前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）

2 前項に掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもって代えることができる。

3 第七条の規定に基づき試験認定の試験科目の免除を願い出る者については、その免除を受ける資格を証明する書類を提出しなければならない。

4 審査認定を願い出る者については、第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる資料又は書類を提出しなければならない。

一 第九条第一号又は同条第二号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等

二 第九条第三号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等又は博物館に関する顕著な実績を証明する書類

三 第九条第四号により出願する者にあつては、前二号に準ずる資料又は書類

(試験認定合格者)

第十二条 試験科目（試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）の全部について合格点を得た者（試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。以下「筆記試験合格者」という。）であつて、一年間学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣が認定した者を試験認定合格者とする。

2 筆記試験合格者が試験認定合格者になるためには、試験認定合格申請書（別記第三号様式によるもの）を文部科学大臣に提出しなければならない。

(審査認定合格者)

第十三条 第十条の規定による審査に合格した者を審査認定合格者とする。

(合格証書の授与等)

第十四条 試験認定合格者及び審査認定合格者に対しては、合格証書（別記第四号様式によるもの）を授与する。

2 筆記試験合格者に対しては、筆記試験合格証書（別記第五号様式によるもの）を授与する。

3 合格証書を有する者が、その氏名を変更し、又は合格証書を破損し、若しくは紛失した場合において、その事由をしるして願い出たときは、合格証書を書き換え又は再交付する。

(合格証明書の交付等)

第十五条 試験認定合格者又は審査認定合格者が、その合格の証明を願い出たときは、合格証明書（別記第六号様式によるもの）を交付する。

2 筆記試験合格者が、その合格の証明を申請したときは、筆記試験合格証明書（別記第七号様式によるもの）を交付する。

3 一以上の試験科目について合格点を得た者（筆記試験合格者を除く。次条及び第十七条において「筆記試験科目合格者」という。）がその科目合格の証明を願い出たときは、筆記試験科目合格証明書（別記第八号様式によるもの）を交付する。

(手数料)

第十六条 次表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

上欄 下欄

- |                            |        |       |
|----------------------------|--------|-------|
| 一 試験認定を願い出る者               | 一科目につき | 千三百円  |
| 二 審査認定を願い出る者               |        | 三千八百円 |
| 三 試験認定の試験科目の全部について免除を願い出る者 |        | 八百円   |

- |   |                      |     |
|---|----------------------|-----|
| 四 | 合格証書の手換え又は再交付を願ひ出る者  | 七百円 |
| 五 | 合格証明書の交付を願ひ出る者       | 七百円 |
| 六 | 筆記試験合格証明書の交付を願ひ出る者   | 七百円 |
| 七 | 筆記試験科目合格証明書の交付を願ひ出る者 | 七百円 |

2 前項の規定によつて納付すべき手数料は、収入印紙を用い、収入印紙は、各願書にはるものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならない。

3 納付した手数料は、これを返還しない。

（不正の行為を行った者等に対する処分）

第十七条 虚偽若しくは不正の方法により資格認定を受け、又は資格認定を受けるにあたり不正の行為を行った者に対しては、受験を停止し、既に受けた資格認定の成績を無効にするるとともに、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

2 試験認定合格者、審査認定合格者、筆記試験合格者又は筆記試験科目合格者について前項の事実があつたことが明らかになつたときは、その合格を無効にするるとともに、既に授与し、又は交付した合格証書その他当該合格を証明する書類を取り上げ、かつ、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

3 前二項の処分をしたときは、処分を受けた者の氏名及び住所を官報に公告する。

第三章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十八条 法第二十二條の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

## 第四章 博物館に相当する施設の指定

### (申請の手続)

第十九条 法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書（別記第九号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十一条において同じ。）に、それぞれ提出しなければならない。

- 一 当該施設の有する資料の目録
- 二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面
- 三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類
- 四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類

### (指定要件の審査)

第二十条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
- 二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。

三 学芸員に相当する職員がいること。

四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。

五 一年を通じて百日以上開館すること。

2 前項に規定する指定の審査に当つては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

第二十一条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定する博物館に相当する施設（以下「博物館相当施設」という。）が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

第二十二条 削除

第二十三条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設に対し、第二十条第一項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。

（指定の取消）

第二十四条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基づいて指定した事実を発見したときは、当該指定を取り消すものとする。

## 第五章 雑則

(学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十五条 第五条第一号及び第九条第三号イに規定する学士の学位を有する者には、次に掲げる者を含むものとする。

- 一 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による学士の称号を有する者
- 二 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条第一項第二号から第八号 までのいずれかに該当する者

(短期大学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十六条 第五条第二号及び第九条第三号ロに規定する大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者には、次に掲げる者を含むものとする。

- 一 旧大学令、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者
- 二 学校教育法施行規則第一百五十五条第二項 各号のいずれかに該当する者

(修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十七条 第九条第一号に規定する修士の学位を有する者には、学校教育法施行規則第一百五十六条 各号のいずれかに該当する者を含むものとする。

(博士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十八条 第九条第一号に規定する博士の学位を有する者には、次に掲げる者を含むものとする。

- 一 旧学位令（大正九年勅令第二百号）による博士の称号を有する者
- 二 外国において博士の学位に相当する学位を授与された者

（専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）

第二十九条 第九条第一号に規定する専門職学位を有する者には、外国において専門職学位に相当する学位を授与された者を含むものとする。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 試験認定を受ける者のうち、博物館法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第八十一号）附則第三項の規定により学芸員となる資格を有する者にあつては、第六条第二項の規定にかかわらず、選択科目の試験を免除する。

附 則 （昭和四一年十一月二日 文部省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四二年十一月九日 文部省令第一九号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、昭和四十二年十一月十日から施行する。

附 則 （昭和四六年六月一日 文部省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四七年四月二七日文部省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五〇年七月二六日文部省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五六年三月二三日文部省令第八号）

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 （昭和五八年五月一〇日文部省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五九年三月二三日文部省令第二号）

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六二年三月二八日文部省令第四号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成元年三月二九日文部省令第八号）

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 （平成元年四月一日文部省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三年三月一六日文部省令第三号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 （平成三年六月一九日文部省令第三一号）

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附 則 （平成五年四月二三日文部省令第二四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の学位規則第十二条の規定にかかわらず、同条に規定する報告の様式については、平成六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成六年三月二二日文部省令第四号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 （平成八年八月二八日文部省令第二八号）

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に、改正前の博物館法施行令規則（以下「旧規則」という。）第一条第一項に規定する科目の単位の全部を修得した者は、改正後の博物館法施行規則（以下「新規則」という。）第一条に規定する科目の単位の全部を修得したものとみなす。

3 この省令の施行の日前に、次の表の上欄に掲げる旧規則第一条第一項に規定する試験科目の単位を修得した者は、下欄に掲げる新規則第一条に規定する科目の単位を修得したものとみなす。

社会教育概論 一単位 生涯学習概論 一単位

博物館学 四単位 博物館概論 二単位

博物館経営論 一単位

博物館資料論 二単位

博物館情報論 一単位

視聴覚教育 一単位 視聴覚教育メディア論 一単位

教育原理 一単位 教育学概論 一単位

4 この省令の施行の日前に、次の表の上欄に掲げる旧規則第六条第二項に規定する科目に合格した者は、下欄に掲げる新規則第六条第二項に規定する科目に合格したものとみなす。

社会教育概論 生涯学習概論  
視聴覚教育 視聴覚教育メディア論  
教育原理 教育学概論

附 則 （平成九年三月一八日文部省令第一号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年一二月一八日文部省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年二月二九日文部省令第七号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一五年三月二八日文部科学省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年三月三十一日文部科学省令第一五号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月一九日文部科学省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三〇日文部科学省令第一三号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三十一日文部科学省令第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日文部科学省令第一一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一 学校教育法施行規則第八条第一号ロ

二 博物館法施行規則第九条第二号

三 大学設置基準第十四条第四号

四 高等専門学校設置基準第十一条第三号

五 短期大学設置基準第二十三条第五号

附 則 (平成二〇年六月一一日文部科学省令第一八号)

この省令は、社会教育法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十九号）の施行の日（平成二十年六月十一日）から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日文部科学省令第二二号)

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の前日に、改正前の博物館法施行規則（以下「旧規則」という。）第一条に規定する博物館に関する科目（以下「旧科目」という。）の単位の全部を修得した者は、改正後の博物館法施行規則（以下「新規則」という。）第一条に規定する博物館に関する科目（以下「新科目」という。）の単位の全部を修得したものとみなす。

3 この省令の施行の前日から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに旧科目の単位の全部を修得した者は、新科目の単位の全部を修得したものとみなす。

4 この省令の施行の前日から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位の全部を修得した者は、当該科目に相当する旧科目の欄に掲げる科目の単位の全部を修得したものとみなす。

新科目	単位数	旧科目	単位数
生涯学習概論	二	生涯学習概論	一
博物館概論	二	博物館概論	二
博物館経営論	二	博物館経営論	一
博物館資料論	二	博物館資料論	二
博物館教育論	二	教育学概論	一

博物館情報・メディア論 二 博物館情報論 一  
 視聴覚教育メディア論 一  
 博物館実習 三 博物館実習 三  
 博物館概論  
 博物館経営論  
 博物館資料論  
 博物館情報・メディア論 二  
 二  
 二  
 二 博物館学  
 視聴覚教育メディア論 六  
 一  
 博物館経営論  
 博物館資料論  
 博物館情報・メディア論 二  
 二  
 二 博物館学各論  
 視聴覚教育メディア論 四  
 一

5 この省令の施行の日前に、次の表中旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、新たに学芸員となる資格を得ようとする場合には、既に修得した旧科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなす。

旧科目	単位数	新科目	単位数
生涯学習概論	一	生涯学習概論	二
博物館概論	二	博物館概論	二
博物館経営論	一	博物館経営論	二
博物館資料論	二	博物館資料論	二
博物館情報論	一	博物館情報・メディア論	二
視聴覚教育メディア論	一		
博物館実習	三	博物館実習	三
博物館学	六	博物館概論	二
博物館経営論	二		
博物館資料論	二		
博物館学			

視聴覚教育メディア論 六

一 博物館概論

博物館経営論

博物館資料論

博物館情報・メディア論 二

二

二

二

博物館学各論 四 博物館経営論

博物館資料論 二

二

博物館学各論

視聴覚教育メディア論 四

一 博物館経営論

博物館資料論

博物館情報・メディア論 二

二

二

6 この省令の施行の日前に、旧規則第六条第二項に規定する試験科目（以下「旧試験科目」という。）の全部（試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）に合格した者は、新規則第六条第三項に規定する試験科目（次項において「新試験科目」という。）の全部に合格したものとみなす。

7 この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者のうち次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、その願い出により、新試験科目の全部に合格したものとみなす。

一 当該大学を卒業するまでに、旧試験科目のすべてについて、それらに相当する科目の単位を大学において修得していること。

二 当該大学を卒業するまでに、旧試験科目のうち次に掲げるもの以外のものについて、それらに相当する科目の単位を大学において修得していること。

イ この省令の施行の日前における旧規則第七条第一項の講習等の修了により、当該科目についての試験を免除することとされていた旧試験科目

ロ この省令の施行の日前に受けた旧規則第六条第二項の規定による試験において、合格点を得た旧試験科目

8 この省令の施行の日前から引き続き専修学校の専門課程（旧規則第七条第一項の講習等を提供していたものに限る。以下この項及び第十一項において同じ。）に在学している者のうち次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、その願出により、新試験科目の全部に合格したものとみなす。

一 当該専修学校の専門課程を卒業するまでに、旧試験科目のすべてについて、それらに相当する講習等を専修学校の専門課程において修了していること。

二 当該専修学校の専門課程を卒業するまでに、旧試験科目のうち次に掲げるもの以外のもについて、それらに相当する講習等を専修学校の専門課程において修了していること。

イ この省令の施行の前日、大学において、当該科目に相当する科目の単位を修得している旧試験科目

ロ この省令の施行の前日における旧規則第七条第一項の講習等の修了により、当該科目についての試験を免除することとされていた旧試験科目

ハ この省令の施行の前日に受けた旧規則第六条第二項の規定による試験において、合格点を得た旧試験科目

9 この省令の施行の前日に、次の表中旧試験科目の欄に掲げる科目に合格した者は、当該試験科目に相当する新試験科目の欄に掲げる科目に合格したものとみなす。

旧試験科目 新試験科目

生涯学習概論 生涯学習概論

博物館学 博物館概論

博物館経営論

博物館資料論

博物館学

視聴覚教育メディア論 博物館概論

博物館経営論

博物館資料論

博物館情報・メディア論

文化史 文化史

美術史 美術史

考古学 考古学

民俗学 民俗学

自然科学史 自然科学史

物理 物理  
化学 化学  
生物学 生物学  
地学 地学

10 この省令の施行の日から平成二十四年十二月三十一日までの間に行う新規則第二章に定める試験認定において、旧規則第五条第二号から第四号までのいずれかに該当する者が、新規則第十二条第一項の筆記試験合格者となった場合は、新規則第十二条第一項の規定にかかわらず、文部科学大臣の認定を受けるに当たり、筆記試験合格者となった後から一年間学芸員補の職にあることを要しない。

11 この省令の公布の日前から引き続き専修学校の専門課程に在籍している者が、当該専修学校の専門課程を卒業して新規則第十二条第一項の筆記試験合格者となった場合は、新規則第十二条第一項の規定にかかわらず、文部科学大臣の認定を受けるに当たり、筆記試験合格者となった後から一年間学芸員補の職にあることを要しない。

附 則 （平成二三年一二月一日文部科学省令第四四号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年三月三〇日文部科学省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年六月二九日文部科学省令第二四号）

（施行期日）

1 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間における改正後の博物館法施行規則第十一条第一項第三号の規定の適用については、同号中「住民票の写し」とあるのは、「住民票の写し（日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書）」とする。

附 則 （平成二六年九月三日文部科学省令第二六号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年一〇月二日文部科学省令第三四号） 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。

別記第1号様式 （用紙の大きさは日本工業規格A4）  
別記第2号様式 （用紙の大きさは日本工業規格A4）  
別記第3号様式 （用紙の大きさは日本工業規格A4）  
別記第4号様式 （用紙の大きさは日本工業規格A4）  
別記第5号様式 （用紙の大きさは日本工業規格A4）  
別記第6号様式 （用紙の大きさは日本工業規格A4）  
別記第7号様式 （用紙の大きさは日本工業規格A4）  
別記第8号様式 （用紙の大きさは日本工業規格A4）  
別記第9号様式 （用紙の大きさは日本工業規格A4）

## 資料 5

博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 23 年 12 月 20 日 文部科学省告示第 165 号）

（趣旨）

第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

（博物館の設置等）

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

（基本的運営方針及び事業計画）

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（運営の状況に関する点検及び評価等）

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

（資料の収集、保管、展示等）

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

（展示方法等）

第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館

等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。
- 二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。
- 三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

(調査研究)

第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第八条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。
- 二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。
- 三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

(情報の提供等)

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。
  - 二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。
- 2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(利用者に対応したサービスの提供)

第十条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力を努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

(開館日等)

第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業

務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

(職員の研修)

第十四条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備)

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備

二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備

三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

(危機管理等)

第十六条 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

市川市立博物館運営基本方針

平成28年6月 発行

市川市教育委員会

生涯学習部 考古博物館

〒272-0837

市川市堀之内2丁目26番1号

TEL047-373-2202